

令和2年度（第1回）
社会教育委員会議 議事資料

目 次

○ 社会教育委員名簿	……………	P. 1	
○ 教育指導部 部課長一覧表	……………	P. 2	
○ 教育指導部部課長異動・退職者一覧表	……………	P. 3	
○ 社会教育関係団体への補助金の交付について	……………	P. 4	
○ 令和2年度 社会教育委員活動計画（案）について	……………	P. 14	
○ 令和2年度 社会教育委員協議会予定表	……………	P. 15	
○ 令和2年度 各課事業の推進について	……………	<table border="1"><tr><td>別 冊</td></tr></table>	別 冊
別 冊			

社会教育委員名簿

(令和2年4月1日現在)

区分	氏名	備考	役職	※担当施設
学校教育関係者	川尻 誠	神吉中学校長		3 その他
	佐伯 正人	氷丘小学校長		1 公民館
社会教育関係者	熊谷 千昭	加古川市町内会連合会 (副会長)		1 公民館
	田上 哲也	社会福祉協議会 (地域福祉推進課課長補佐)		1 公民館
	西村 麻木子	青少年団体連絡協議会 (評議員)		3 その他
	後藤 強	社会教育・福祉教育推進員 (副代表)		1 公民館
	高瀬 則子	連合婦人会 (副会長)		3 その他
	山本 元	人権擁護委員協議会 (会長)		2 図書館等
家庭教育関係者	田中 宏昌	P T A連合会 (会長)		2 図書館等
	徳田 敬子	子育てサークルリーダー連絡会		2 図書館等
学識経験者	鹿多 証道		委員長	1 公民館
	岡本 久美子		副委員長	3 その他
	和田 光徳			1 公民館
	山尾 昌弘			2 図書館等

※施設一覧

1 公民館	加古川 加古川西 東加古川 両荘 志方 加古川北	野口 氷丘 平岡 陵南 別府 尾上
2 図書館等	中央図書館 加古川図書館 ウェルネスパーク図書館 海洋文化センター図書室	
3 その他	少年自然の家 青少年女性センター	

任 期 令和元年10月1日～令和3年9月30日

教育指導部 部課長一覽表

(令和2年4月1日現在)

役職名	氏名	前役職等	役職名	氏名	前役職等
部長	山本 照久		志方公民館長	有原 かおり	(嘱託)
次長	杉本 達之		加古川北公民館長	田口 勝晴	(再任用)
参事 (学校教育担当)	神吉 直哉		野口公民館長	竹内 高之	(再任用)
社会教育・スポーツ振興課長	福島 啓晃		氷丘公民館長	日浦 明彦	(再任用) 加古川養護学校長
文化財調査研究センター所長	沼田 好博		平岡公民館長	山脇 純子	(再任用)
少年自然の家所長	長谷川 邦広	産業振興課長	陵南公民館長	前田 勝宏	(再任用)
中央図書館長	中塚 貴博	男女共同参画センター所長	別府公民館長	前田 博之	(指定管理)
加古川公民館長	高橋 裕之	(再任用)	尾上公民館長	木村 浩一	(指定管理)
加古川西公民館長	藤原 敏和	(再任用)	学校教育課長	松尾 光隆	学校教育課副課長(兼) 教職員係長事務取扱
東加古川公民館長	福本 将宏	(再任用) 氷丘公民館長	青少年育成課長	今津 幸央	
両荘公民館長	鳥居 利英	(嘱託)	教育研究所長	加藤 勉	

教育指導部 部課長異動・退職者一覧表

<異動>

氏名	旧所属	新所属等
姫路 徳郎	少年自然の家所長	氷丘公民館事業担当
福本 将宏	氷丘公民館長	東加古川公民館長
境 真稔	学校教育課長	平岡東小学校長

<退職>

氏名	旧所属
小浦 慎治	中央図書館長
畠中 慎二	東加古川公民館長

社会教育関係団体への補助金の交付について

社会教育法第13条（審議会等への諮問）

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

【1】加古川市体育協会事業補助金（加古川市体育協会）

1 目的

加古川市体育協会は、27種目協会が加盟しており、約12,000人の会員を有する加古川市を代表するスポーツ団体である。本会は、スポーツの普及や競技スポーツの強化等を図ることにより、市民のスポーツ振興に務め、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としている。本会の事業を補助することにより、市民のスポーツ活動を向上させるための効果が期待できる。

2 令和2年度事業内容

（1）予算（案）及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
2,003千円	1,803千円	200千円

（2）事業内容

協会が行うスポーツの普及・振興を目的とする事業

●種目協会支援事業費（1,435千円）

年間を通じて、各種目協会が行う市民大会等を支援する。

●健康・体力づくり事業費（260千円）

市民の健康づくり、体力づくりの推進を図るため、種目協会を通して、市民が誰でも気軽に参加できるスポーツ体験イベントを開催する。

事業を実施する種目協会に、予算の範囲内で補助する。

●表彰育成事業費（240千円）

体育功労者及び優秀選手・チームの顕彰事業を行なう。

●国体出場者等激励会費（68千円）

当該年度に開催される国民体育大会に出場する加古川市在住の選手、監督を励ます激励会を開催する。

加古川市体育協会規約

第 1 章 名 称

第1条 本会は加古川市体育協会という。

第 2 章 事 務 所

第2条 本会は事務所を加古川市教育委員会事務局社会教育・スポーツ振興課内に置く。

第 3 章 目 的

第3条 本会は運動競技及び身体運動を振興して市民の健全な発達と明るく豊かな市民生活の育成に寄与することを目的とする。

第 4 章 事 業

第4条 本会は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. スポーツに関する調査研究並びにスポーツにたずさわる者の健康を管理すること。
2. スポーツに関する各種行事の実施並びに各種競技会を開催すること。
3. スポーツに関する相談並びに指導奨励のこと。
4. スポーツ団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

第 5 章 加盟団体及び加盟並びに脱退

第5条 本会は次に掲げるものを加盟団体とする。

1. 市内における各種目別アマチュアスポーツ団体。
2. 学校体育連盟は本会の組織単位として認める。

第6条 本会に加盟しようとする団体は理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

第7条 加盟団体が脱退しようとするときはその理由を付して脱退届を提出し、理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

但し、加盟団体が第5条の資格を失ったとき又は加盟団体として不相当と認めたときは理事会及び評議員会の承認を経て脱退させる。

第 6 章 会 計

第8条 本会の経費は次に掲げるものをもって支弁する。

1. 加 盟 金
2. 賛 助 会 費
3. 市又は公共団体から交付せられた補助金及び委託金
4. 寄 付 金
5. その他の収入

第9条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第10条 本会の予算は会計年度開始前に会長が編成し役員総会の承認を経ることを要し、決算は会長が編成し会計年度終了後監事の監査を経た上これを役員総会に報告し、その承認を経ることを要す。

第 7 章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若 干 名
理 事 長	1 名
理 事	10名以上15名以内
評 議 員	若 干 名
監 事	3 名

第12条 加盟団体は団体ごとに各1名の評議員を選任する。

2. 前項の規定によって選任された評議員が会長、副会長、理事又は監事に就任したときは評議員の資格を失う。この場合には前項の規定に従いその者の属していた加盟団体ごとにこれに代る評議員を選任する。

第13条 会長は評議員会において推挙する。

2. 会長は本会を代表し会務を統理する。

第14条 副会長は評議員会において推挙する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第15条 理事は評議員会において選出する。

2. 理事は理事会を組織して本会の会務を執行する。

第16条 理事長は理事会において互選で定める。

2. 理事長は理事会の決議に基き会務を掌理する。

第17条 監事は評議員会において選出する。

2. 監事は会計を監査する。

第18条 役員の任期は2か年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第 8 章 職 員

第19条 本会に会務を処理するために主事及び書記若干名をおくことができる。

2. 主事及び書記は理事長の推せんにより、理事会の承認を経て会長が任命する。

第 9 章 顧問及び参与並びに賛助会員

第20条 本会には名誉顧問及び顧問若干名を置くことができる。

2. 名誉顧問及び顧問は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 名誉顧問及び顧問は会長及び理事会の諮問に応じる。

第21条 本会には参与若干名を置くことができる。

2. 参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
3. 参与は理事会の諮問に応じる。

第22条 本会の目的達成に賛意を表し積極的に本会に参加しようとする法人、又は個人を特に賛助会員として加入を認めることができる。

2. 賛助会員について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 10 章 会 議

第23条 役員総会は、会長、副会長、理事長、理事、評議員、監事をもってこれを組織する。

2. 役員総会は会長が招集し、本会の予算及び決算、その他重要事項を審議する。

第24条 評議員会は会長が招集し、理事長が議長となる。ただし理事会の議決により要請のあった場合は、評議員会を開かねばならない。

2. 評議員会は本会の運営に関する重要事項を審議する。

第25条 理事会は会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2. 理事会は、必要に応じ会長の命により理事長が招集し、重要な会務並びに評議員会より委任せられたる事項を審議執行する。

第26条 役員総会及び評議員会は、評議員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。ただし委任状は認める。

2. 会議の議決は出席者の過半数をもって定める。

第 11 章 専 門 委 員 会

第27条 本会は評議員会の議決を経て各種専門委員会を設けることができる。

第28条 各種専門委員会はそれぞれの所管する事項に関しては、決定及び実施の権限を有する。
但し、各種専門委員会の事業実施の基本方針については理事会の承認を経なければならない。

第29条 各種専門委員会について必要な事項は理事会の議決を経て定める。

第 12 章 規 約 の 変 更

第30条 本規約は理事会及び評議員会のおのの現在数の3分の2以上の同意を経なければ変更
することができない。

第 13 章 細 則

第31条 本規約の施行についての細則は理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この規約は昭和44年1月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和52年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は昭和61年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成7年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成11年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成19年4月1日より施行する。

附 則

1. この規約は平成21年4月1日より施行する。

加古川市体育協会加盟団体一覧表

	団体名
1	加古川野球協会
2	加古川市陸上競技協会
3	加古川ソフトテニス協会
4	加古川市バレーボール協会
5	加古川ソフトボール協会
6	加古川市バスケットボール協会
7	加古川バドミントン協会
8	加古川市柔道協会
9	加古川市剣道連盟
10	加古川市空手道協会
11	加古川山岳協会
12	加古川市少林寺拳法協会
13	加古川市卓球協会
14	加古川市家庭バレーボール協会
15	加古川市サッカー協会
16	加古川市ママさんバレーボール協会
17	加古川市テニス協会
18	加古川水泳協会
19	加古川市ハンドボール協会
20	加古川市ゲートボール協会
21	加古川市なぎなた協会
22	合気道加古川市連盟
23	加古川市ボクシング協会
24	加古川ボート協会
25	加古川ラグビー協会
26	加古川市グラウンドゴルフ協会
27	加古川市ゴルフ協会

【2】令和2年度兵庫県子ども会連合会加入補助金（加古川市少年団指導者協議会）

1 目的

少年団は、小学1年生から中学3年生までを団員とし、町内会ごとに「隊」が結成され、その上部に小学校ごとに「団」が組織されている。

加古川市少年団指導者協議会においては、全市的な「オセロゲーム大会」等の開催を通じて、心身ともに健やかな少年少女の育成を図り、指導者に対しては青少年健全育成のための研修を実施することにより資質向上を図っている。

また、団員・指導者の安全活動と安全思想の普及に努め、少年団の進展に寄与することを目的とする兵庫県子ども会連合会に加入することで、安全共済事業により少年団活動中に発生した死傷事故、後遺障害に対して、見舞金が支給されることになる。

加入には300円必要だが、120円/1人の補助をすることで、加入者数の増加が期待できる。

2 令和2年度事業内容

（1）予算及び財源

事業費	財源内訳	
	市補助金	団体経費
3,900千円	1,560千円	2,340千円

（2）事業内容

県子ども会安全会に加入する際の補助とする。

内訳 団員数（小・中学生：8,800名、指導者：4,200名）

■加古川市少年団指導者協議会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、加古川市少年団指導者協議会という。

(事務局)

第 2 条 本会に事務局をおき、加古川市教育委員会青少年育成課におく。

(目的)

第 3 条 本会は、少年団指導者をもって構成し、各地区少年団指導者の組織強化並びに連絡調整を行い、もって少年団活動の育成推進をはかる。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 少年団活動推進振興のための事業
2. 各地区少年団の連絡・調整のための事業
3. その他本会の目的達成に必要な事柄

第 2 章 役員及び任務

(役員・理事)

第 5 条 本会に次の役員及び理事をおく。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| 1. 会 長 | 1 名 | 2. 副 会 長 | 若干名 |
| 3. 会 計 | 1 名 | 4. 常任理事 | 若干名 |
| 5. 理 事 | 若干名 | 6. 幹 事 | 若干名 |
| 7. 会計監査 | 2 名 | 8. 顧 問 | 若干名 |
| 9. 参 与 | 若干名 | | |

(職務)

第 6 条

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれにかわる。
3. 会計は、本会の経理をつかさどる。
4. 常任理事は緊急事項を協議し、理事会に報告する。
5. 会計監査は、会計の監査にあたる。
6. 理事は団指導者を代表し、円滑な連絡調整及び運営にあたり、時に応じ、部門に分かれて調査協議する。
7. 幹事は小中学校少年団担当教諭があたる。
8. 顧問及び参与は、必要に応じ、会長の諮問に応じる。

(選出)

第 7 条

1. 会長・副会長・会計は、理事会において選出し、総会の承認を要する。
2. 常任理事は、各中学校区校外理事より 1 名、小・中学校校内理事より各 1 名、理事中から互選する。
3. 理事は、小学校区指導者協議会（以下「団指導者会」という）代表、中学校区で選出された代表幹事及び前年度の理事の中から選出された者があたる。
4. 幹事は、小・中学校担当教諭があたり、中学校区毎に代表幹事を選出する。
5. 会計監査は、理事会において選出する。
6. 顧問は、会長が委嘱する。
7. 参与は、市教育委員会社会教育スポーツ振興課長、青少年育成課長、公民館長、少年自然の家所長、小中学校長会代表各 1 名、小・中学校教頭会代表 1 名をもって会長が委嘱する。

1. 各町内指導者間との連絡調整と、団の円滑な運営をはかる。
2. この規約に準じて、団指導者会運営細則をつくり、事務局に提出しなければならない。
3. 事務局に提出する報告事項（様式は、事務局別途配付）は、次のとおりで毎年4月末日までに提出しなければならない。
 - (1) 団指導者代表（理事）及び指導者名簿
 - (2) ジュニア・リーダー名簿、少年団役員名簿及び会員数
 - (3) 団指導者会、少年団の活動計画及び予算
 - (4) 委託金等の使途明細
 - (5) 団指導者会、少年団の前年度の活動報告及び収支決算書

第7章 ブロック指導者連絡会

（ブロック指導者連絡会）

第14条 市内各公民館エリア内複数の団指導者会の相互連絡調整および円滑な運営をはかる目的で、地域内に複数の団指導者会からなるブロック指導者連絡会を設ける。

第8章 付 則

第15条 本会の規約の改廃は、理事会において協議し、総会の承認をもって決定する。この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

- 第16条
1. この規約は、昭和36年2月14日から施行する。
 2. この規約は、昭和42年4月11日から施行する。
 3. この規約は、昭和44年5月8日から施行する。
 4. この規約は、昭和48年4月12日から施行する。
 5. この規約は、昭和49年4月16日から施行する。
 6. この規約は、昭和50年4月17日から施行する。
 7. この規約は、昭和51年4月15日から施行する。
 8. この規約は、昭和53年1月24日から施行する。
 9. この規約は、昭和56年4月19日から施行する。
 10. この規約は、昭和58年4月1日から施行する。
 11. この規約は、昭和61年4月1日から施行する。
 12. この規約は、平成2年4月1日から施行する。
 13. この規約は、平成7年4月1日から施行する。
 14. この規約は、平成14年4月1日から施行する。
 15. この規約は、平成21年4月1日から施行する。
 16. この規約は、令和2年4月11日から施行する。

細 則

各団指導者協議会から選出される代議員の数は次のとおりとする。

団員数が	200名未満	2名
	200名以上400名未満	3名
	400名以上	5名

この細則は平成25年4月1日から施行する。

令和2年度社会教育委員活動計画（案）について

1 内 容

平成25年度までは、社会教育施設の運営や主な社会教育事業について取り上げ、協議を行ってきました。また、平成26年度からは、社会教育施設にかかる提言書をまとめ、社会教育施策に関する協議を行ってきました。

今年度は、公民館の今後の在り方について取り上げ、総合的に協議を行うとともに、社会教育施設にかかる提言書に対する取組の進捗状況について確認し、成果と更なる課題の把握に取り組みます。

2 スケジュール（案）

回	時期	内容
第1回	4月	<ul style="list-style-type: none">・社会教育関係団体への補助金の交付について・令和2年度社会教育委員活動計画（案）について・各課事業の推進について (各課より令和2年度の予算や事業について説明)
第2回	6月	<ul style="list-style-type: none">・加古川市立公民館の今後のあり方について（取組報告）・社会教育施設の運営について (社会教育施設の利用状況や事業について説明)
第3回	8月	<ul style="list-style-type: none">・加古川市立公民館の今後のあり方について（現地調査）
第4回	10月	<ul style="list-style-type: none">・加古川市立公民館の今後のあり方について（協議）
第5回	12月	<ul style="list-style-type: none">・加古川市立公民館の今後のあり方について（協議・意見集約）
第6回	2月	<ul style="list-style-type: none">・次年度に向けての検討

※新型コロナウイルス感染症の流行の状況により、変更する場合がございます。

令和2年度 社会教育委員協議会予定表

種別	行事名	月日	場所	内容	備考
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	総会・第1回研修会	6月12日(金) 13:30～16:00	播磨町 播磨中央公民館 視聴覚室	総会、顕彰 講演(講師:高橋 守雄氏)	総会:書面審議 研修会:中止
兵庫県 社会教育委員協議会	総会・研修会	7月1日(水) 13:30～16:00	ホテル北野プラザ 六甲荘(神戸市)	総会、研修会、顕彰	
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	振興大会・第2回研修会	7月4日(土)～ 13:30～16:30	明石市 アスピア明石北館 ウイズあかし 子午線ホール	社会教育団体合同研修会 講演(講師:—————)	中止
近畿地区 社会教育委員協議会	近畿地区社会教育研究大会	9月11日(金)	堺市 フェニーチェ堺	講演・分科会	
東播磨・北播磨地区 社会教育委員協議会	第3回研修会	10月7日(水) 13:30～15:35	多可町 中コミュニティプラザ	東播磨・北播磨公民館連絡 協議会との合同研修会	
全国 社会教育委員協議会	全国社会教育研究大会	11月11日(水) ～11月13日(金)	長岡市 アオーレ長岡	講演・分科会	
兵庫県 社会教育委員協議会	兵庫県社会教育研究大会	11月18日(水)	神戸市 県民会館 パルテホール	講演、分科会	

※新型コロナウイルス感染症の流行の状況により、変更される場合がございます。